

北海道文教大学 除籍・復籍に関する取り扱い内規

(平成 28 年 5 月 18 日 程第 1 号)

(目的)

第 1 条 この内規は、北海道文教大学学則第22条及び北海道文教大学院学則第36条(以下「学則等」という。)に規定する除籍及び復籍に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(学費等未納者の除籍)

第 2 条 学費等未納については「学費等の納付に関する取り扱い内規」に従い取り扱い、学費等を 2 期末納した者は、学則等第22条第 1 項第 1 号の規定により当該学期末日で除籍する。

(休学期間満了後の未手続者の除籍)

第 3 条 休学期間満了になり、別紙 1 「修学届」又は休学継続等の手続きをしない者は、学則等第22条第 1 項第 3 号の規定により、休学期間末日で除籍する。

2 「修学届」の提出又は休学継続等の手続きは、休学期間満了日の 1 か月前の末日とする。

(死亡した者の除籍)

第 4 条 学生が死亡したときは、学則等第22条第 1 項第 4 号の規定により死亡日をもって除籍とする。

(復籍の取り扱い)

第 5 条 除籍した日の翌日から起算して 1 年以内に、当該除籍の事由となった事柄が無くなり、別紙 2 「復籍願」により願い出があり、かつ未納の学費等を納入したときは、学則等第22条第 2 項の規定により、学長は教授会の議を経て、復籍を許可することができる。

2 「復籍願」の提出及び学費等の納入手続きは、復籍希望日の 1 か月前の末日(前期復籍は 2 月末日、後期復籍は 8 月末日)とする。

3 第 1 項の規定による復籍の時期は、学期の始めとする。

4 前項の規定にかかわらず、学則第35条に該当している者の復籍の時期は、学費等を納入した後の直近の卒業日とし、同日付けで卒業させる。

5 復籍を許可した者の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

6 復籍を許可した者の復籍後の学年は、原則として除籍前の学年とする。

(改廃)

第 6 条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

(附則)

この内規は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。